

# 鳥取県公報

昭和二十七年三月四日 火曜日  
第二千二百九十一号

本書ノ大キサハ國定規格A五割

## 告示

### 鳥取県告示第九十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八條の規定により次のように建設業者登録簿に更新登録をした。

昭和二十七年三月四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

## 目次

- 建設業者の更新登録
- 指定医療機関の種類変更
- 医療機関の指定
- 昭和二十七年二月県告示第五十四号の一部改正造林臨時措置法施行細則第三條に規定する区域及び期日の指定
- 国民健康保険を行う村に対し條例の一部改正認可及び條例の制定認可
- 昭和二十六年度第四、四半期母子寮等事務費の月額
- 浅津村長候補者の資格確認申請期日指定
- 鳥取県開拓事業入植施設災害復旧補助金交付規程の一部改正
- 成器村第二耕地整理組合の解散

### 登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録

昭和二十六年  
十二月十二日

株式会社 中国水道工業所

鳥取市東品治町百拾八番地

鈴木 亀雄

〃〃 第二二八号 〃十二月二十一日 株式会社 河津工務店  
 〃〃 第二三四号 〃一月二十三日 田 中 組  
 〃〃 第二三五号 〃一月二十三日 三協建設有限公司  
 〃〃 第一三六号 〃〃 新 建 社

米子市道笑町二丁目一三九番地 河津 乙松  
 岩美郡小田町大字高住一八一 田中 繁市  
 日野郡根雨町大字根雨二二九番地 宮本 嘉吉  
 鳥取市東町二二一番地 城平 実

〇鳥取県告示第九十七号

昭和二十六年九月鳥取県告示第四百三十三号で公示した結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六條の規定による指定医療機関の種類を次のように変更する。

昭和二十七年三月四日

種類	指定医療機関の名称	所在地	管轄保健所
第一種を第一種に変更	中井医院	東伯郡八橋町八橋一、三八〇	倉吉保健所
〃	高木医院	〃倉吉町中河原五五六	〃

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六條の規定により医療機関を次の通り指定する。

昭和二十七年三月四日

種類	名 称	所 在 地	管轄保健所
第一種	君野医院	八頭郡若桜町大字若桜二九九	智頭保健所
〃	成器村国民健康保険直営診療所	岩美郡成器村大字中河原七七	鳥取
〃	佐々木医院	東伯郡下中山村大字赤坂三九八	倉吉
第二種	栄村国民健康保険直営診療所	東伯郡栄村大字亀谷二一八〇三	〃

〇鳥取県告示第九十八号

〇鳥取県告示第九十九号  
 昭和二十七年二月鳥取県告示第五十四号（小売販売業者甲の登録台帳に登載したものについて）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年三月四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治  
 八頭郡中「国本昌夫・智頭町智頭一五三八ノ一 藤谷猛智頭町野原二七ノ三」を削る。

〇鳥取県告示第百号

造林臨時措置法施行細則（昭和二十五年十二月鳥取県規則第九十三号）第三條第一項に規定する区域及び期日は次のとおりとする。

昭和二十七年三月四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治  
 一、区域及び期日 鳥取県一円・昭和二十七年二月末日  
 二、報告期日 昭和二十七年五月末日

〇鳥取県告示第百一号

国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八條の十三の規定に基き條例の一部改正を認可した。

昭和二十七年三月四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治  
 一、国民健康保険を行う村 認可年月日  
 東伯郡栄村 昭和二十七年二月二十一日  
 〃 小鹿村 〃 〃 二月十五日  
 〃 高城村 〃 〃 〃

〇鳥取県告示第百二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十三條及び第二十七條第一項第三号の規定による措置のため支出する費用のうち昭和二十六年第四、四半期母子療養施設及び乳児院事務費の月額を次のとおりとする。

昭和二十七年三月四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

施設種別	施設名	所在地	月	額
母子寮	岩井母子寮	岩美郡岩井町	一四、〇五八	円
"	那家"	八頭郡々家町	二〇、四四八	
"	溝口"	日野郡溝口町	一三、四一九	
養護施設	鳥取こども学園	鳥取市	一一〇、六三三	
"	青谷"	気高郡青谷町	二七、六一一	
"	因伯子供学園	東伯郡倉吉町	六五、九〇四	
"	光徳天心学園	西伯郡光徳村	二四、三六三	
"	聖園天使園	米子市	八七、六四四	
乳児院	米子乳児院	"	二八、九九一	

◇鳥取県告示第三百三号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により東伯郡淺津村長の候補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十七年三月四日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

記  
昭和二十七年三月五日から  
昭和二十七年三月九日まで

◇鳥取県告示第四百四号

鳥取県開拓事業入植施設災害復旧補助金交付規程(昭和二十六年三月鳥取県告示第二百五号)の一部を次のように改正する。

昭和二十七年三月四日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

第三條を次のように改める。  
第三條 前條に定める補助金の標準は復旧に要する経費の二分の一以内とする。  
別表を削る。

附 則  
この規程は、公布の日から施行し、昭和二十七年二月一日から適用する。

◇鳥取県告示第五百五号

成器村第二耕地整理組合は目的事項の完成により、昭和二十六年十二月一日解散した。

昭和二十七年三月四日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取県告示第九号

国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八條の十三の規定に基づき條例の制定を認可した。

昭和二十七年三月四日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、国民健康保険を行う村  
東伯郡上北條村  
認可年月日  
昭和二十七年二月十五日